

平成26年 第5回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成26年4月21日(月) 午後1:30~午後2:30

2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	畠山 賢悦
〃	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委員	4	長井 進
〃	5	佐藤 光男
〃	6	坂根 重友
〃	7	小澤 守昭
〃	8	谷地村 久人
〃	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第4号 農地法第3条第6項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について

日程第4 議案第8号 新郷村農業委員会事務局職員の任免について

日程第5 議案第9号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について

日程第6 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

7. 会議の概要

(平成 26 年第 5 回 4 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、3 番 長 根 孝 衛 君 にお願ひします。</p>
	(村民憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は 10 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 26 年第 5 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、4 番 長 井 進 君 並びに 6 番 坂 根 重 友 君 を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
議 長	<p>次に日程第 3 報告第 4 号 農地法第 3 条第 6 項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第 3 報告第 4 号 農地法第 3 条第 6 項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について</p> <p>解除条件付きの賃貸借をした個人または法人は毎事業年度の終了後 3 月以内に利用状況報告書を農業委員会に提出することになっております。そこで今回 P3 と P5 の報告書にあるとおり有限会社と財団法人の 2 カ所から報告がありました。有限会社の平葎建設では大豆、小麦、水稻を作付し財団法人の公社は甘草、ハーブ、を作付しました。農地の所在、地目、面積、生産数量などについては P4 から P6 の報告書の写しのとおりとなっております。</p>
議 長	<p>次に日程第 4、議案第 8 号 新郷村農業委員会事務局職員の任免についてを議題いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第 4 議案第 8 号 新郷村農業委員会事務局職員の任免について</p> <p>平成 26 年度新郷村職員の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員が異動したことから、農業委員会等に関する法律第 20 条第 3 項の規定により、下記職員の任免について農業委員会の承認を求めます。</p> <p>任用 事務局長 東 則 男、解任 事務局長 角 岸 繁 信</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>

	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第8号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第8号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に日程第5、議案第9号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第5 議案第9号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について</p> <p>別段面積を当委員会では新郷村全域を30aに設定しており、農地法では下限面積30a以上もたないと農地を取得できないこととなっています。この別段面積の設定については、毎年農業委員会で適正かどうか審議することとなっていますので、見直しの必要性について意見を求めるものです。</p> <p>事務局としては農地法施行規則第17条第1項及び第2項に該当しないため、見直しはしなくてもいいのではないかと思います。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第9号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第9号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に日程第6 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたしますが、私が利用権の設定を受ける者となっておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席します。議長を長根職務代理にお願いします。</p> <p>(村岡会長 退席)(長根職務代理 議長席へ)</p>
議長	次に日程第6 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

	<p>受付番号8号から13号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第6 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、使用貸借1件、贈与3件、売買2件であります。</p> <p>P10の受付番号8号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P14に許可申請書の写し、P24に申請地の位置図を添付しております。この申請地は、所有者が昨年まで田として耕作しており今回、借受人も引き続き田として利用することとなっているので借受人の経営状況等から見ても地域調和、周辺農地状況など、P21の農地法3条1項の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。</p> <p>P21に農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>受付番号9号の農地法第3条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P15に許可申請書の写し、P25、P26に申請地の位置図を添付しております。この農地の買受人は、以前からこの農地を借りて耕作しており、経営状況や地域調和及び周辺農地状況などについてはP21の農地法3条1項の調査書記載のとおり許可できない項目に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。P21に農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>受付番号10号の農地法第3条の許可申請は、贈与によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P16に許可申請書の写し、P27に申請地の位置図を添付しております。この件についての詳細ですが親子間の贈与であり農地の効率的利用や、農作業への常時従事など、各要件を満たしていると判断し、特段問題ないものと考えます。P22に農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>受付番号11号の農地法第3条の許可申請も贈与によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P17に許可申請書の写し、P28に申請地の位置図を添付しております。この件についての説明ですが兄弟間の贈与であり、農地法3条1項の調査書のとおり地域調和、周辺農地状況など、許可できない項目に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。</p>

	<p>P22 に農地法 3 条 1 項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>受付番号 1 2 号の農地法第 3 条の許可申請についても受付番号 1 1 号と同じ兄弟間の贈与によるものです。農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P18 に許可申請書の写し、P29～P35 には申請地の位置図、P23 には農地法 3 条 1 項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>受付番号 1 3 号の農地法第 3 条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P20 に許可申請書の写し、P36 に申請地の位置図を添付しております。地域調和、周辺農地状況など、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。P23 に農地法 3 条 1 項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、受付番号 8 番から 1 0 番までの現地調査の結果を担当の 2 番小坂委員から報告を求めます。</p>
小坂委員	<p>議案第 1 0 号 受付番号 8 号から 1 0 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号 8 号の申請地の地目は田であり、借り受け後も田として利用するということとであります。</p> <p>受付番号 9 号の申請地の地目は畑であります。売買による所有権移転後も畑として利用するということとあります。</p> <p>受付番号 1 0 号の申請地の地目は畑であり、贈与による所有権移転後も畑として利用するということとあります。</p> <p>これらの事や現地の状況等から 3 件とも周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>引き続き、受付番号 1 1 番から 1 3 番までの現地調査の結果を担当の 6 番坂根委員から報告を求めます。</p>
坂根委員	<p>議案第 1 0 号 受付番号 1 1 号から 1 3 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号 1 1 号の申請地の地目は畑であり、14 名の共有地であります。持ち分の贈与による所有権移転後も畑として利用するということとあります。</p> <p>受付番号 1 2 号の申請地の地目は畑と田であります。贈与による所有権移転後も畑及び田として利用するということとあります。</p> <p>受付番号 1 3 号の申請地の地目は畑であります。売買による所有権移転後も畑として利用するということとあります。</p> <p>これらの事や現地の状況等から 3 件とも周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p>

	以上、現地調査の結果報告とします。
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、 質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第10号の受付番号 8号から13号については、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第10号は原案のとおり決定しました。 村岡会長を入室させてください。議長を変わります。 (村岡会長 入室、議長席へ)
議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成26年 第5回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

議 長

署名者

署名者